

○鳥取県警察旗等の使用及び取扱いに関する訓令

(昭和 59 年 12 月 13 日本部訓令第 16 号)

改正 昭和 63 年 3 月 15 日本部訓令第 8 号 平成元年 3 月 17 日本部訓令第 5 号

平成 5 年 8 月 20 日本部訓令第 16 号 平成 25 年 1 月 17 日本部訓令第 1 号

鳥取県警察旗等の使用及び取扱いに関する訓令を次のように定める。

(目的)

第 1 条 この訓令は、鳥取県警察における警察旗等の使用及び取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(警察旗等の種別、制式等)

第 2 条 警察旗等の種別及び制式並びにその保管責任者は、次のとおりとする。

種別		制式	保管責任者
警察旗	鳥取県警察旗	別表第 1	総務課長
	鳥取県警察機動隊旗	別表第 2	機動隊長
	鳥取県警察学校旗	別表第 3	警察学校長
	警察署旗	別表第 4	警察署長
鳥取県警察掲揚旗		別表第 5	警務課長 警察学校長 警察署長

(鳥取県警察旗の使用)

第 3 条 鳥取県警察旗は、次の各号のいずれかに該当する場合で、警察本部長(以下「本部長」という。)が必要と認めたとき使用するものとする。

(1) 県警察として行う主要な行事

(2) その他必要なとき

2 前項の警察旗を使用するときは、行事等を主管する所属長が、鳥取県警察旗使用申請書(様式第 1 号)により本部長の承認を受けなければならない。

3 総務課長は、鳥取県警察旗の使用状況を明らかにするため、鳥取県警察旗使用簿(様式第 2 号)を備え付けるものとする。

(鳥取県警察機動隊旗等の使用及び取扱い)

第 4 条 鳥取県警察機動隊旗、鳥取県警察学校旗及び警察署旗の使用及び取扱いについて必要な事項は、保管責任者が定めるものとする。

(鳥取県警察掲揚旗の使用及び取扱い)

第 5 条 鳥取県警察掲揚旗は、執務時間(鳥取県警察の執務時間に関する訓令(昭和 44 年鳥取県警察本部訓令第 4 号)第 2 条に規定する執務時間をいう。)中、警察本部、警察学校及び各警察署の掲揚台に掲揚するものとする。ただし、荒天時その他鳥取県警察掲揚旗を掲揚することが適当でないと認められる場合は、この限りでない。

- 2 鳥取県警察掲揚旗の保管責任者は、その使用及び取扱いについて、汚損、毀損、盗難、紛失等のないよう適正な管理に努めなければならない。

附 則

この訓令は、昭和 60 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 63 年 3 月 15 日本部訓令第 8 号)

この訓令は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年 3 月 17 日本部訓令第 5 号)

この訓令は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 5 年 8 月 20 日本部訓令第 16 号)

この訓令は、平成 5 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 1 月 17 日本部訓令第 1 号)

この訓令は、平成 25 年 1 月 25 日から施行する。

別表第 1

鳥取県警察旗

[別紙参照]

別表第 2

鳥取県警察機動隊旗

[別紙参照]

別表第 3

鳥取県警察学校旗

[別紙参照]

別表第 4

警察署旗

[別紙参照]

別表第 5

鳥取県警察掲揚旗

[別紙参照]

様式第 1 号

鳥取県警察旗使用申請書

[別紙参照]

様式第 2 号

鳥取県警察旗使用簿

[別紙参照]

別表第1

鳥 取 県 警 察 旗 の 形 状		
鳥 取 県 警 察 旗 の 制 式		
旗	地 質 ・ 色	本絹先染西陣綾錦織裕・紫紺色
	大 き さ	縦90センチメートル、横135センチメートル
	標 章	中央に直径40センチメートルの金刺しゆうの旭日章
	警 察 名	旗の内側10センチメートルに沿って、横に金刺しゆうの「鳥取県警察」と9センチメートル大の隷書体
	飾 り 房	旗の縁に長さ19センチメートルの金色飾り房
旗	竿	樞材黒塗千段巻金ネジ、飾金具付 直径2.9センチメートル、長さ210センチメートル 竿頭は真ちゆう製金メツキ印入三方正面

別表第2

鳥取県警察機動隊旗の形状		
鳥取県警察機動隊旗の制式		
旗	地質・色	本絹塩瀬織厚地裕・紫紺色
	大きさ	縦68センチメートル、横100センチメートル
	標章	中央に直径30センチメートルの金刺しゆうの旭日章
	警察名	旗の内側8センチメートルに沿って、横に金刺しゆうの「鳥取県警察機動隊」と8センチメートル大の隸書体
	飾り房	旗の縁に長さ17センチメートルの金色飾り房
旗竿	樞材黒塗千段巻金ネジ、金具付 直径2.6センチメートル、長さ180センチメートル 竿頭は真ちゆう製金メツキ印入三方正面	

別表第3

鳥 取 県 警 察 学 校 旗 の 形 状		
鳥 取 県 警 察 学 校 旗 の 制 式		
旗	地 質 ・ 色	本絹塩瀬織厚地裕・紫紺色
	大 き さ	縦68センチメートル、横100センチメートル
	標 章	中央に直径30センチメートルの金刺しゆうの旭日章
	警 察 名	旗の内側8センチメートルに沿って、横に金刺しゆうの「鳥取県警察学校」と8センチメートル大の隸書体
	飾 り 房	旗の縁に長さ17センチメートルの金色飾り房
旗	竿	樞材黒塗千段巻金ネジ、金具付 直径2.6センチメートル、長さ180センチメートル 竿頭は真ちゆう製金メツキ印入三方正面

別表第4

警 察 署 旗 の 形 状		
警 察 署 旗 の 制 式		
旗	地 質 ・ 色	本絹塩瀬織厚地裕・紫紺色
	大 き さ	縦68センチメートル、横100センチメートル
	標 章	中央に直径30センチメートルの金刺しゆうの旭日章
	警 察 名	旗の内側8センチメートルに沿って、横に金刺しゆうの「〇〇警察署」と8センチメートル大の隷書体
	飾 り 房	旗の縁に長さ17センチメートルの金色飾り房
旗	竿	樞材黒塗千段巻金ネジ、金具付 直径2.6センチメートル、長さ180センチメートル 竿頭は、真ちゆう製ニツケル三方型剣先

別表第5

鳥取県警察掲揚旗の形状		
<p style="text-align: center;">150センチメートル</p> <p style="text-align: center;">60センチ メートル</p> <p style="text-align: right;">100 センチ メートル</p> <p style="text-align: center;">鳥 取 県 警 察</p>		
鳥取県警察掲揚旗の制式		
旗	地質・色	エクスラン、紫紺色の染抜き
	大きさ	縦100センチメートル、横150センチメートル
	標章	中央に直径60センチメートルの黄色の染抜きの旭日章
	警察名	旗の内側14センチメートルに沿って、横に白色の染抜きで「鳥取県警察」と14センチメートル大の隷書体

様式第1号

第 号  
年 月 日

鳥取県警察本部長 殿

申請所属長 ㊟

鳥取県警察旗使用申請書

使用期間	前 月 日 午 時～ 月 日 午 時 後 後
使用場所	
使用の理由	
使用責任者	職 氏 名
備考	

